

低入札価格調査制度(調査基準価格の算定方法)

の改正について【平成25年9月1日以降の公告より対象】

公共工事における著しい低価格受注は、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が生ずるおそれがあることから、低入札価格調査制度などの運用により工事品質の確保に努めているところですが、一層の工事品質の確保を図るため、調査基準価格の算定方法を次のとおり改正します。

	改正前(平成25年8月31日まで)	改正後(平成25年9月1日から)															
調査基準価格	入札金額が下記の算定式による金額未満の場合、工事が適切に行われるかどうか判断するための調査(低入札価格調査)を行います。																
	$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 30\%)$ 上記金額に消費税及び地方消費税を加えた額 予定価格の 9/10～7/10 の範囲内で設定	$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 55\%)$ 上記金額に消費税及び地方消費税を加えた額 予定価格の 9/10～7/10 の範囲内で設定															
失格判断基準	低入札価格調査の対象となった者の入札金額の積算内訳が、予定価格の積算内訳に対し、①②のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格となります。																
	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">入札金額の積算内訳</td> <td style="text-align: center;">予定価格の積算内訳</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">直接工事費の額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">直接工事費 × 75% の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">又は</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 の合計額 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 共通仮設費 × 70% 現場管理費 × 70% 一般管理費 × 30% の合計額 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><</td> <td></td> </tr> </table>	入札金額の積算内訳	予定価格の積算内訳	①		直接工事費の額	直接工事費 × 75% の額	<		又は		②		共通仮設費 現場管理費 一般管理費 の合計額	共通仮設費 × 70% 現場管理費 × 70% 一般管理費 × 30% の合計額	<	
入札金額の積算内訳	予定価格の積算内訳																
①																	
直接工事費の額	直接工事費 × 75% の額																
<																	
又は																	
②																	
共通仮設費 現場管理費 一般管理費 の合計額	共通仮設費 × 70% 現場管理費 × 70% 一般管理費 × 30% の合計額																
<																	

(注1) 機器製作を含む電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、機器単体費を低入札価格調査制度の対象から除くこととし、据付・調整工にかかる費用(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)のみを低入札価格調査及び失格判断基準の対象とする。

(注2) 低入札価格調査を受けた者が契約する場合は、

- 一 契約保証金の増額(契約金額の10%以上→30%以上)
- 二 技術者の増員(専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置する)が必要となります。